

指定給水装置工事事業者指定更新申請に必要な提出書類等について

1 提出書類

- ① 様式第一（水道法施行規則第 18 条関係） 「指定給水装置工事事業者指定申請書」
- ② 別表（水道法第 18 条関係） 「機械器具調書」
- ③ 様式第二（水道法第 18 条及び第 34 条関係） 「誓約書」
- ④ 様式第三（水道法第 22 条関係） 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」
- ⑤ 別紙様式（第 5 条の 2） 「指定給水装置工事事業者指定時確認書」

2 添付書類

- イ 事業所が法人の場合は、会社の定款及び登記簿謄本（写しで可）。
事業所が個人の場合は、代表者の住民票抄本（本籍・続柄・個人番号不要）。
- ロ 給水措置工事主任技術者免状の写し。
- ハ 事業所の位置がわかる簡単な略図。

3 書類提出時に申請手数料として、5,000 円必要です。

4 更新申請の時期

更新手続については、更新手続時期の 1 ヶ月前までに事前に郵送にてお知らせいたします。

名称や住所の変更を届け出ていなかった等により、通知が不着となった場合、再通知や電話での連絡といった特別な対応はいたしませんのでご注意ください。

更新の申請をせず有効期間を経過すると、指定の効力は、失効します。

5 書類を受理し、指定更新が受けられれば、新たな指定の有効期間を記載した「給水装置工事事業者証」を交付します。

有効期間の満了日前に指定更新申請を行った場合は、有効期間満了日の経過後から指定更新が決定するまでの期間は、従前の指定が有効なものとしします。

その他不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

小竹町役場上下水道課水道事務係
T E L : 09496-2-1960
F A X : 09496-2-1945

(表面)

様式第一 (第 18 条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

小竹町水道事業 町長 松尾 勝徳 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

電 話 番 号

— —

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務に執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水 装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水 装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別表（第 18 条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさ、「日本工業規格A列4番とすること。

様式第二（第 18 条及び第 34 条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

印

住所

代表者氏名

小竹町水道事業 町長 松尾 勝徳 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第三（第 22 条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

小竹町水道事業 町長 松尾 勝徳 殿

令和 年 月 日

届出者

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出を
します。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別紙様式（第5条の2）

令和 年 月 日

指定給水装置工事事業者指定時確認書

氏名 又は 名 称	印
住 所	〒
代表者氏名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

1 業務内容（小竹町内で給水装置工事の事業を行う事業所）

名 称		
所 在 地	〒	
電話番号		
営 業 日 対 応 時 間	: ~ :	
休 業 日	週末・定休日等	
	夏季・年末年始	<input type="checkbox"/> 夏季 <input type="checkbox"/> 年末年始
	そ の 他	
業 務	新築・改造工事	<input type="checkbox"/> 配水管からの分岐（新設・改造） <input type="checkbox"/> 宅内給水装置工事（新設・改造）
	修繕工事	宅内 (水漏れや故障の修繕・取替) <input type="checkbox"/> トイレ（ボールタップ等） <input type="checkbox"/> 蛇口（混合水栓等） <input type="checkbox"/> 宅内配管
		屋外 (掘削を伴うもの) <input type="checkbox"/> 屋外給水管修繕
	給水設備	<input type="checkbox"/> 受水槽・ポンプ及びそれ以降の設備の修繕 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	見積り	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 要相談
上記内容の公表可否	可 ・ 不可	

2 水道事業者が行う指定給水装置工事事業者講習会等への受講実績

(過去5年以内)

受講実績	無 ・ 有 (直近の実績を下欄に記入)	
受講年月日	講習会名・実施事業所名	備考
上記内容の公表可否	可 ・ 不可	

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績

(過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事事業者の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講実績	無 ・ 有 (直近の実績を下欄に記入)	
受講年月日	研修会名・実施団体名	受講者名
上記内容の公表可否	可 ・ 不可	

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

自社内研修については、研修会名の欄に研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

配水管からの分岐～水道メーターの工事	<input type="checkbox"/> 施工しない <input type="checkbox"/> 施工する (過去1年の状況を下欄に記入) ※過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記入		
技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格の有無 (○×を記入)	工事年度
		資格の種類※	
上記内容の公表可否		可	不可

※以下に示す保有資格等 (下線部) を記載してください

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の修得に係る講習の課程修了者

(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。